



厚生労働省
群馬労働局発表
令和3年1月15日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 吉田 修一郎
地方障害者雇用担当官 生方 和義
(電話) 027-210-5008

報道関係者 各位

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

～ 県内の民間企業、雇用障害者数、実雇用率いずれも過去最高を更新 ～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけており、群馬労働局（局長 丸山 陽一）においては、法定雇用率未達成の企業・公的機関等に対し雇用率達成指導を強力に推進するとともに、同法に基づき、対象となる県内の企業・公的機関等から6月1日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

今般、この「障害者雇用状況」に関する令和2年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

なお、令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が0.1%引き上げになります。

このため、群馬労働局・ハローワークでは、引き続き法定雇用率達成に係る指導・助言を行うとともに、障害者の方が希望や能力、適性を十分に活かし、その特性等に応じて活躍できるよう障害者雇用対策を推進してまいります。

《集計結果のポイント》

【民間企業（法定雇用率 2.2%）】（対象企業数：1,567社）

○雇用障害者数、実雇用率、いずれも過去最高を更新。

・雇用障害者数は5,920.0人（前年の5,859.0人から61.0人増加）

・実雇用率は2.16%（前年2.14%から0.02ポイント上昇）

※3年連続で実雇用率が全国平均を上回る。実雇用率の順位は37位。（前年31位）

全国平均の実雇用率は2.15%と、前年から0.04ポイント上昇。

○法定雇用率達成企業の割合は、56.6%（前年56.0%から0.6ポイント上昇）

※全国平均は48.6%で、全国順位は23位。（前年24位）

【公的機関】（同2.5%、教育委員会は2.4%）

・群馬県の機関（4）：雇用障害者数は146人（前年133人）、実雇用率2.30%（前年2.17%）

・市町村等の機関（39）：雇用障害者数は430人（前年381人）、実雇用率2.31%（前年2.21%）

・群馬県等の教育委員会（5）：雇用障害者数は187人（前年194人）、実雇用率1.33%（前年1.40%）

【地方独立行政法人等】（同2.5%）

・地方独立行政法人（4）：雇用障害者数が7.5人（前年6.5人）、実雇用率1.89%（前年1.66%）

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数 1, 567社 (前年 1, 552社)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業 (45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%) において雇用されている障害者の数は前年より1.0% (61.0人) 増加し 5,920.0人 (前年5,859.0人) となり、18年連続で過去最高を更新した。

このうち、身体障害者は3,609.5人 (前年比▲1.6%、59.0人減)、知的障害者は1,490.5人 (同3.1%、45.5人増)、精神障害者は820.0人 (同10.0%、74.5人増) であった。

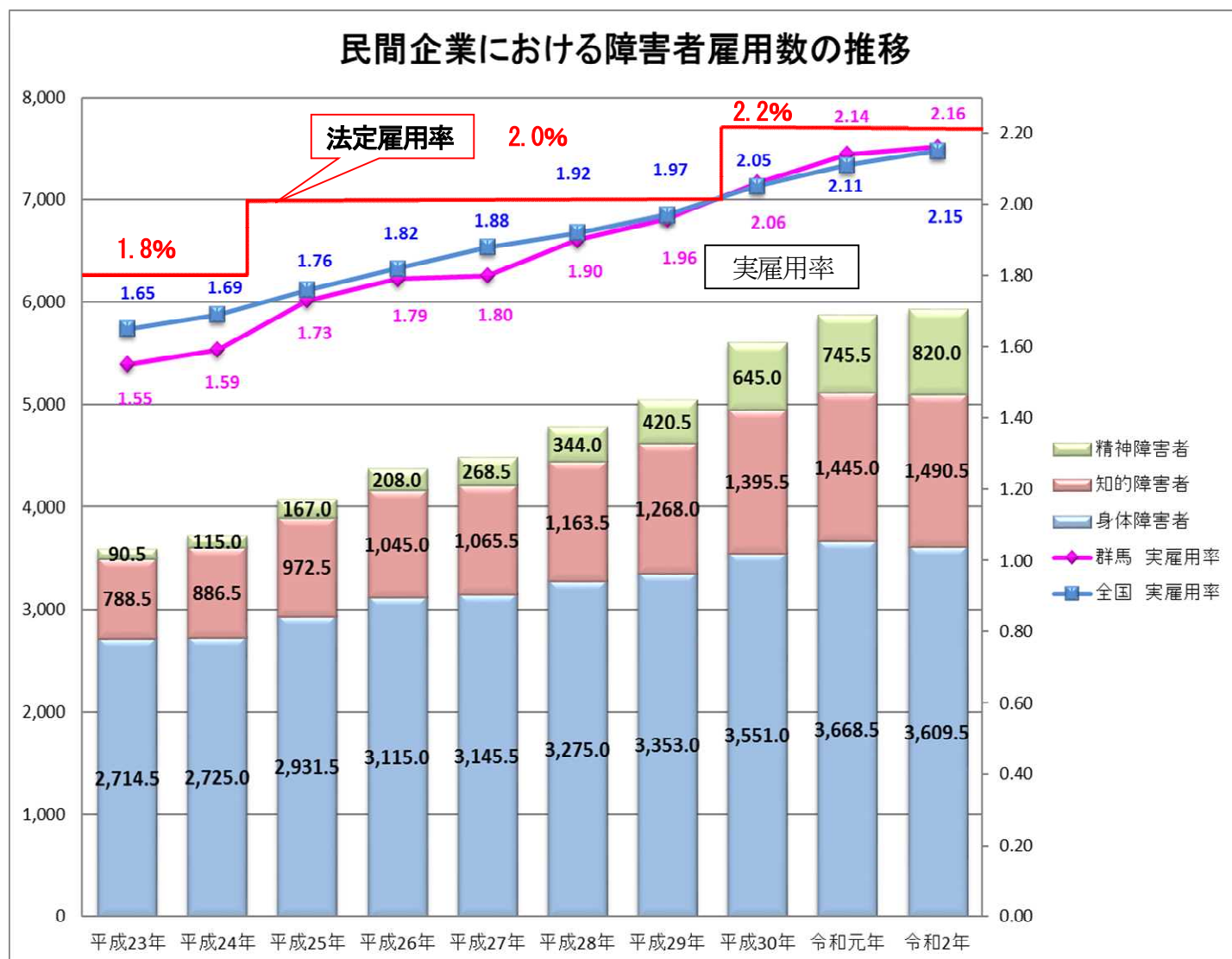
実雇用率は2.16% (前年2.14%) で、8年連続で過去最高を更新し、3年連続で全国平均を上回った (全国平均は、2.15% (同2.11%) ※平成12年～29年は全国平均未満)。

法定雇用率達成企業の割合は56.6% (同56.0%) と前年から0.6ポイント上昇し、全国平均を大きく上回った (全国平均は、48.6% (同48.0%))。

実雇用率は昨年度全国31位から37位に、法定雇用率達成企業割合は24位から23位となった。

(総括表 1、詳細表 1(1))

【グラフ1】



○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業で940.5人（前年比2.3%増）、100人～200人未満で1,228.5人（同3.4%増）、200人～300人未満で704.5人（同1.4%増）、300人～500人未満で882.0人（同12.4%増）、500人～1,000人で620.0人（同11.9%減）、1,000人以上で1,544.5人（同1.6%減）となった。

実雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.69%（前年1.68%）、100人～200人未満で2.41%（同2.30%）、200人～300人未満で2.24%（同2.30%）、300人～500人未満で2.29%（同2.23%）、500人～1,000人未満で2.15%（同2.06%）、1,000人以上で2.27%（同2.31%）となった。

（詳細表 1 (2)）

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「教育,学習支援事業」以外の全ての業種で増加した。

産業別の実雇用率では、高い産業が「生活関連サービス業,娯楽業」3.71%（前年3.62%）、「医療,福祉」2.57%（同2.49%）、「運輸業,郵便業」2.44%（同2.30%）等であり、低い産業が「学術研究,専門技術サービス業」1.45%（同1.37%）「不動産業,物品賃貸業」1.41%（同1.26%）、「教育,学習支援業」1.14%（同1.19%）等であった。

（詳細表 1 (3)）

（注）「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 地方公共団体における在職者状況

(1) 群馬県の機関 対象機関4機関（前年4機関）

群馬県の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は146.0人（前年133.0人）で、実雇用率は2.30%（前年2.17%）であった。

未達成は群馬県知事部局、群馬県病院局であったが、群馬県知事部局については現在達成している。（総括表 2(1)、詳細表 2(1)）

(2) 市町村等の機関 対象機関39機関（前年38機関）

市町村の機関（35機関）（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は420.0人（前年373.0人）で、実雇用率は2.37%（前年2.21%）であった。

未達成4市（前橋市、太田市、富岡市、渋川市）4町（吉岡町、甘楽町、下仁田町、板倉町）2村（嬭恋村、片品村）であったが、嬭恋村と片品村は現在達成している。

（総括表 2(2)、詳細表 2(4)）

その他の機関（4機関）（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は10.0人（前年8.0人）で、実雇用率は1.13%（前年2.45%）であった。

（総括表 2(2)、詳細表 2(5)）

(3) 群馬県等の教育委員会 対象教育委員会5教育委員会（前年5教育委員会）

群馬県教育委員会（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の数は148.0人（前年161.0人）で、実雇用率は1.25%（1.34%）であった。

市町村の教育委員会（4機関）（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の数は39.0人（前年33.0人）で、実雇用率は1.83%（前年1.75%）であった。

未達成は、群馬県教育委員会と前橋市教育委員会、高崎市教育委員会、利根沼田学校組合教育委員会であった。

（総括表 2(3)、詳細表 2(2)、(3)）

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（4法人）

地方独立行政法人等の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は7.5人（前年6.5人）で、実雇用率は1.89%（前年1.66%）であった。

未達成は、群馬県公立大学法人であった。（総括表 3、詳細表 3）

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数1,567社（前年1,552社）

○ 法定雇用率達成企業の割合、雇用障害者数、実雇用率

- ・ 群馬県の法定雇用率達成企業割合は全国水準を上回り、全国順位は23位となった。
- ・ 雇用障害者数は5,920.0人と、過去最高となった。
- ・ 群馬県の実雇用率は0.02ポイント上昇したが、全国順位は31位から37位となった。

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合		雇用障害者数（群馬）				実雇用率	
	群馬	全国	合計	身体	知的	精神	群馬	全国
令和2年	56.6	48.6	5,920.0	3,609.5	1,490.5	820.0	2.16	2.15
令和元年	56.0	48.0	5,859.0	3,668.5	1,445.0	745.5	2.14	2.11
増減数(ポイント)	0.6	0.6	61.0	▲59.0	45.5	74.5	0.02	0.04
増減率	-	-	1.0%	-1.6%	3.1%	10.0%	-	-

○ 企業規模別の状況

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和2年	令和元年	増減	令和2年	令和元年	増減数	増減率	令和2年	令和元年	増減
規模計	56.6	56.0	0.6	5,920.0	5,859.0	61.0	1.0	2.16	2.14	0.02
45.5～100未満	51.6	51.6	0.0	940.5	919.0	21.5	2.3	1.69	1.68	0.01
100～200未満	67.4	63.9	3.5	1,228.5	1,188.0	40.5	3.4	2.41	2.30	0.11
200～300未満	55.2	59.7	▲4.5	704.5	694.5	10.0	1.4	2.24	2.30	▲0.06
300～500未満	58.9	57.6	1.3	882.0	784.5	97.5	12.4	2.29	2.23	0.06
500～1,000未満	50.0	52.6	▲2.6	620.0	703.5	▲83.5	▲11.9	2.15	2.06	0.09
1,000以上	65.4	56.5	8.9	1,544.5	1,569.5	▲25.0	▲1.6	2.27	2.31	▲0.04

○ 産業別の状況

（単位：人、%、ポイント）

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和2年	令和元年	増減	令和2年	令和元年	増減数	増減率	令和2年	令和元年	増減
産業計	56.6	56.0	0.6	5,920.0	5,859.0	61.0	1.0	2.16	2.14	0.02
建設業	51.1	47.9	3.2	132.0	114.0	18.0	15.8	2.07	1.80	0.27
製造業	60.4	57.8	2.6	1,829.5	1,832.5	▲3.0	▲0.2	2.18	2.17	0.01
情報通信業	54.2	40.9	13.3	77.0	67.5	9.5	14.1	1.95	1.74	0.21
運輸業、郵便業	67.0	65.7	1.3	326.5	302.5	24.0	7.9	2.44	2.30	0.14
卸売業、小売業	44.3	47.0	▲2.7	1,228.0	1,276.0	▲48.0	▲3.8	1.99	2.07	▲0.08
金融業、保険業	35.3	37.5	▲2.2	208.0	221.0	▲13.0	▲5.9	2.05	2.08	▲0.03
不動産業、物品賃貸業	36.4	36.4	0.0	43.0	34.5	8.5	24.6	1.41	1.26	0.15
学術研究、専門・技術サービス業	43.8	45.2	▲1.4	47.5	43.5	4.0	9.2	1.45	1.37	0.08
宿泊業、飲食サービス業	57.4	53.3	4.1	89.0	97.5	▲8.5	▲8.7	1.85	1.78	0.07
生活関連サービス業、娯楽業	46.2	38.5	7.7	189.5	187.5	2.0	1.1	3.71	3.62	0.09
教育、学習支援業	31.0	27.6	3.4	42.5	43.5	▲1.0	▲2.3	1.14	1.19	▲0.05
医療、福祉	67.0	67.8	▲0.8	1,150.0	1,089.5	60.5	5.6	2.57	2.49	0.08
複合サービス業	47.4	42.1	5.3	89.0	83.0	6.0	7.2	1.78	1.61	0.17
サービス業	49.7	53.2	▲3.5	449.0	448.5	0.5	0.1	1.88	1.89	▲0.01
その他	50.0	66.7	▲16.7	19.5	18.0	1.5	8.3	1.96	2.06	▲0.10

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年6月1日の状況）

（障害者雇用促進法 第43条第7項）

雇入れ計画作成命令（2年計画）

翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出

（同法第46条第1項）

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目12月）

（同法第46条第6項）

特 別 指 導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9ヶ月間）

企 業 名 の 公 表

（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
群馬県	273,931.0 人 (274,123.5 人)	5,920.0 人 (5,859.0 人)	2.16 % (2.14 %)	887 / 1,567 (869 / 1,552)	56.6 % (56.0 %)
全国	26,866,997.0 人 (26,585,858.0 人)	578,292.0 人 (560,608.0 人)	2.15 % (2.11 %)	49,956 / 102,698 (48,898 / 101,889)	48.6 % (48.0 %)

2 県、地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	6,346.5 人	146.0 人	2.30 %	2 / 4	50.0 %
群馬県 知事部局	4,638.0 人	101.0 人	2.18 %	0 / 1	0.0 %
その他の 県機関	1,708.5 人	45.0 人	2.63 %	2 / 3	66.7 %

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	18,582.0 人	430.0 人	2.31 %	28 / 39	71.8 %
市町村	17,696.5 人	420.0 人	2.37 %	25 / 35	71.4 %
その他機関	885.5 人	10.0 人	1.13 %	3 / 4	75.0 %

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	14,013.0 人	187.0 人	1.33 %	1 / 5	20.0 %
群馬県 教育委員会	11,886.5 人	148.0 人	1.25 %	0 / 1	0.0 %
市町村 教育委員会	2,126.5 人	39.0 人	1.83 %	1 / 4	25.0 %

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	397.5 人	7.5 人	1.89 %	3 / 4	75.0 %

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。
- 2 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会とは(任命権者が教育長である等により)法定雇用率2.4%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
群馬県	企業 1,567 (1,552)	人 273,931.0 (274,123.5)	人 1,397 (1,404)	人 2,745 (2,677)	人 214 (212)	人 334 (324)	人 5,920.0 (5,859.0)	人 637.5 (778.0)	% 2.16 (2.14)	企業 887 (869)	% 56.6 (56.0)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
群馬県	人 5,920.0 (5,859.0)	人 1,064 (1,074)	人 1,298 (1,328)	人 115 (120)	人 137 (145)	人 3,609.5 (3,668.5)	人 262.5 (380.5)	人 333 (330)	人 663 (634)	人 99 (92)	人 125 (118)	人 1,490.5 (1,445.0)	人 159.0 (173.5)	人 596 (550)	人 260 (226)	人 188 (165)	人 820.0 (745.5)	人 216.0 (224.0)

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 1,567 (1,552)	人 273,931.0 (274,123.5)	人 1,397 (1,404.0)	人 2,745 (2,677.0)	人 214 (212.0)	人 334 (324.0)	人 5,920.0 (5,859.0)	人 637.5 (778.0)	% 2.16 (2.14)	企業 887 (869.0)	% 56.6 (56.0)
45.5～100未満	企業 847 (832)	人 55,763.0 (54,748.0)	人 195 (189)	人 466 (459)	人 43 (41)	人 83 (82)	人 940.5 (919.0)	人 117.5 (121.5)	% 1.69 (1.68)	企業 437 (429)	% 51.6 (51.6)
100～200未満	396 (402)	51,061.5 (51,747.0)	265 (270)	573 (535)	88 (76)	75 (74)	1,228.5 (1,188.0)	147.5 (174.0)	2.41 (2.30)	267 (257)	67.4 (63.9)
200～300未満	143 (139)	31,497.0 (30,185.0)	172 (169)	312 (310)	24 (27)	49 (39)	704.5 (694.5)	78.0 (100.5)	2.24 (2.30)	79 (83)	55.2 (59.7)
300～500未満	107 (99)	38,587.0 (35,239.5)	210 (183)	409 (362)	31 (33)	44 (47)	882.0 (784.5)	105.5 (99.0)	2.29 (2.23)	63 (57)	58.9 (57.6)
500～1,000未満	48 (57)	28,855.5 (34,197.0)	150 (174)	284 (312)	16 (23)	40 (41)	620.0 (703.5)	55.0 (91.5)	2.15 (2.06)	24 (30)	50.0 (52.6)
1,000以上	26 (23)	68,167.0 (68,007.0)	405 (419)	701 (699)	12 (12)	43 (41)	1,544.5 (1,569.5)	134.0 (191.5)	2.27 (2.31)	17 (13)	65.4 (56.5)

注 1(1)①の表と同じ

10

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち(注5)に該当する労働者	F. 計 C+(D-E)×0.5+E	
規模計	人 5,920.0 (5,859.0)	人 1,064 (1,074)	人 1,298 (1,328)	人 115 (120)	人 137 (145)	人 3,609.5 (3,668.5)	人 333 (330)	人 663 (634)	人 99 (92)	人 125 (118)	人 1,490.5 (1,445.0)	人 596 (550)	人 260 (226)	人 188 (165)	人 820.0 (745.5)	
45.5～100未満	人 940.5 (919.0)	人 150 (141)	人 221 (212)	人 28 (26)	人 41 (36)	人 569.5 (538.0)	人 45 (48)	人 107 (112)	人 15 (15)	人 27 (27)	人 225.5 (236.5)	人 97 (98)	人 56 (56)	人 41 (37)	人 145.5 (144.5)	
100～200未満	1,228.5 (1,188.0)	193 (196)	257 (265)	26 (22)	27 (31)	682.5 (694.5)	72 (74)	128 (130)	62 (54)	35 (32)	351.5 (348.0)	140 (109)	61 (42)	48 (31)	194.5 (145.5)	
200～300未満	704.5 (694.5)	115 (117)	149 (147)	16 (21)	22 (20)	406.0 (412.0)	57 (52)	75 (66)	8 (6)	15 (13)	204.5 (182.5)	68 (68)	32 (35)	20 (29)	94.0 (100.0)	
300～500未満	882.0 (784.5)	164 (151)	186 (180)	25 (23)	14 (15)	546.0 (512.5)	46 (32)	94 (73)	6 (10)	19 (24)	201.5 (159.0)	92 (84)	48 (33)	37 (25)	134.5 (113.0)	
500～1,000未満	620.0 (703.5)	115 (126)	123 (136)	11 (19)	16 (21)	372.0 (417.5)	35 (48)	71 (78)	5 (4)	8 (7)	150.0 (181.5)	64 (68)	42 (43)	26 (30)	98.0 (104.5)	
1,000以上	1,544.5 (1,569.5)	327 (343)	362 (388)	9 (9)	17 (22)	1033.5 (1094.0)	78 (76)	188 (175)	3 (3)	21 (15)	357.5 (337.5)	135 (123)	21 (17)	16 (13)	153.5 (138.0)	

注 1(1)②表と同じ

詳細表

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
産業計	企業 1,567 (1,552)	人 273,931.0 (274,123.5)	人 1,397 (1,404)	人 2,745 (2,677)	人 214 (212)	人 334 (324)	人 5,920.0 (5,859.0)	% 2.16% (2.14%)	企業 887 (869)	% 56.6 (56.0)
農,林,漁業	企業 10 (9)	人 749.5 (680.0)	人 3 (3)	人 11 (11)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 17.5 (17.0)	% 2.33 (2.50)	企業 6 (7)	% 60.0 (77.8)
鉱業,採石業,砂利採取業	1 (1)	74.0 (67.0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)	2.70 (1.49)	1 (1)	100.0 (100.0)
建設業	47 (48)	6,382.0 (6,323.5)	38 (33)	54 (46)	1 (1)	2 (2)	132.0 (114.0)	2.07 (1.80)	24 (23)	51.1 (47.9)
製造業	508 (514)	83,924.5 (84,634.5)	438 (458)	911 (881)	22 (21)	41 (29)	1,829.5 (1,832.5)	2.18 (2.17)	307 (297)	60.4 (57.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (2)	169.0 (127.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	24 (22)	3,944.0 (3,885.5)	17 (15)	38 (33)	4 (3)	2 (3)	77.0 (67.5)	1.95 (1.74)	13 (9)	54.2 (40.9)
運輸業,郵便業	103 (102)	13,392.5 (13,151.5)	82 (76)	147 (131)	9 (11)	13 (17)	326.5 (302.5)	2.44 (2.30)	69 (67)	67.0 (65.7)
卸売業,小売業	185 (185)	61,643.0 (61,776.0)	296 (312)	576 (592)	25 (28)	70 (64)	1,228.0 (1,276.0)	1.99 (2.07)	82 (87)	44.3 (47.0)
金融業,保険業	17 (16)	10,131.0 (10,626.5)	69 (72)	65 (71)	3 (3)	4 (6)	208.0 (221.0)	2.05 (2.08)	6 (6)	35.3 (37.5)
不動産業,物品賃貸業	22 (22)	3,044.0 (2,731.5)	9 (6)	21 (20)	3 (2)	2 (1)	43.0 (34.5)	1.41 (1.26)	8 (8)	36.4 (36.4)
学術研究,専門・技術サービス業	32 (31)	3,269.5 (3,177.0)	14 (13)	16 (17)	3 (0)	1 (1)	47.5 (43.5)	1.45 (1.37)	14 (14)	43.8 (45.2)
宿泊業,飲食サービス業	47 (45)	4,810.0 (5,470.5)	15 (15)	43 (53)	10 (8)	12 (13)	89.0 (97.5)	1.85 (1.78)	27 (24)	57.4 (53.3)
生活関連サービス業,娯楽業	39 (39)	5,109.0 (5,184.0)	53 (54)	67 (64)	7 (9)	19 (13)	189.5 (187.5)	3.71 (3.62)	18 (15)	46.2 (38.5)
教育,学習支援業	29 (29)	3,740.5 (3,648.0)	9 (10)	20 (19)	4 (4)	1 (1)	42.5 (43.5)	1.14 (1.19)	9 (8)	31.0 (27.6)
医療,福祉	318 (314)	44,675.0 (43,806.0)	239 (229)	507 (467)	100 (97)	130 (135)	1,150.0 (1,089.5)	2.57 (2.49)	213 (213)	67.0 (67.8)
複合サービス事業	19 (19)	4,994.5 (5,142.5)	19 (18)	44 (40)	3 (4)	8 (6)	89.0 (83.0)	1.78 (1.61)	9 (8)	47.4 (42.1)
サービス業	163 (154)	23,879.0 (23,692.5)	95 (90)	225 (231)	20 (21)	28 (33)	449.0 (448.5)	1.88 (1.89)	81 (82)	49.7 (53.2)

注 1 (1)①の表と同じ
 ※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 e. dのうち(注5)にh該当する労働者	e. 計 c+d×0.5	
産業計	5,920.0 (5,859.0)	1,064 (1,074)	1,298 (1,328)	115 (120)	137 (145)	3,609.5 (3,668.5)	333 (330)	663 (634)	99 (92)	125 (118)	1,490.5 (1,445.0)	596 (550)	260 (226)	188 (165)	820.0 (745.5)	
農,林,漁業	17.5 (17.0)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9.0 (9.0)	1 (1)	4 (5)	0 (0)	1 (0)	6.5 (7.0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	2.0 (1.0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	132.0 (114.0)	38 (32)	31 (31)	1 (1)	0 (2)	108.0 (97.0)	0 (1)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	4.5 (4.0)	16 (9)	4 (4)	3 (4)	19.5 (13.0)	
製造業	1,829.5 (1,832.5)	337 (351)	405 (415)	14 (15)	16 (15)	1,101.0 (1,139.5)	101 (107)	270 (254)	8 (6)	16 (11)	488.0 (479.5)	216 (189)	29 (26)	20 (23)	240.5 (213.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	77.0 (67.5)	17 (15)	20 (15)	4 (3)	1 (2)	58.5 (49.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	15 (16)	4 (3)	3 (2)	18.5 (18.5)	
運輸業,郵便業	326.5 (302.5)	76 (68)	94 (87)	4 (8)	4 (5)	252.0 (233.5)	6 (8)	17 (17)	5 (3)	3 (4)	35.5 (38.0)	25 (21)	17 (14)	11 (6)	39.0 (31.0)	
卸売業,小売業	1,228.0 (1,276.0)	215 (234)	290 (312)	17 (18)	24 (28)	749.0 (812.0)	81 (78)	167 (151)	8 (10)	27 (25)	350.5 (329.5)	88 (99)	50 (41)	31 (30)	128.5 (134.5)	
金融業,保険業	208.0 (221.0)	69 (72)	50 (54)	3 (3)	3 (5)	192.5 (203.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	15 (17)	0 (0)	0 (0)	15.0 (17.0)	
不動産業,物品賃貸業	43.0 (34.5)	8 (5)	10 (8)	2 (2)	2 (1)	29.0 (20.5)	1 (1)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	5 (8)	4 (2)	4 (2)	9.0 (10.0)	
学術研究,専門・技術サービス業	47.5 (43.5)	14 (13)	9 (10)	2 (0)	1 (1)	39.5 (36.5)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	6 (6)	1 (0)	1 (0)	7.0 (6.0)	
宿泊業,飲食サービス業	89.0 (97.5)	14 (15)	23 (26)	7 (6)	5 (6)	60.5 (65.0)	1 (0)	7 (10)	3 (2)	7 (7)	15.5 (15.5)	9 (7)	4 (10)	4 (10)	13.0 (17.0)	
生活関連サービス業,娯楽業	189.5 (187.5)	12 (14)	13 (9)	3 (5)	6 (4)	43.0 (44.0)	41 (40)	23 (26)	4 (4)	9 (7)	113.5 (113.5)	18 (18)	17 (13)	13 (11)	33.0 (30.0)	
教育,学習支援業	42.5 (43.5)	8 (9)	12 (13)	3 (3)	0 (0)	31.0 (34.0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4.0 (4.0)	5 (3)	3 (3)	2 (2)	7.5 (5.5)	
医療,福祉	1,150.0 (1,089.5)	174 (169)	191 (188)	36 (34)	57 (58)	603.5 (589.0)	65 (60)	117 (110)	64 (63)	48 (48)	335.0 (317.0)	118 (112)	106 (86)	81 (57)	211.5 (183.5)	
複合サービス事業	89.0 (83.0)	14 (13)	28 (29)	2 (3)	4 (3)	60.0 (59.5)	5 (5)	8 (7)	1 (1)	2 (2)	20.0 (19.0)	7 (3)	3 (2)	1 (1)	9.0 (4.5)	
サービス業	449.0 (448.5)	65 (62)	117 (125)	17 (19)	14 (15)	271.0 (275.5)	30 (28)	43 (48)	3 (2)	10 (13)	111.0 (112.5)	51 (41)	18 (22)	14 (17)	67.0 (60.5)	

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 群馬県の状況（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	6,346.5	146.0	2.30	20.0	
群馬県知事部局	4,638.0	101.0	2.18	14.0	
群馬県病院局	843.0	15.0	1.78	6.0	
群馬県企業局	314.0	12.0	3.82	0.0	
群馬県警察本部	551.5	18.0	3.26	0.0	

※ 群馬県知事部局については、令和2年12月時点で達成している

(2) 群馬県教育委員会の状況（法定雇用率 2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
群馬県教育委員会	11,886.5	148.0	1.25	137.0	

(3) 市町村等の教育委員会の状況（法定雇用率 2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	2,126.5	39.0	1.83	11.0	
前橋市教育委員会	721.5	12.0	1.66	5.0	
高崎市教育委員会	924.0	17.0	1.84	5.0	
伊勢崎市教育委員会	431.0	10.0	2.32	0.0	
利根沼田学校組合教育委員会	50.0	0.0	0.00	1.0	
(2) + (3)	14,013.0	187.0	1.33	148.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 市町村の状況 (法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	17,696.5	420.0	2.37	37.5	
前橋市	2,275.0	49.0	2.15	7.0	
高崎市	2,351.0	67.0	2.85	0.0	
桐生市	1,192.0	31.0	2.60	0.0	特例認定あり(注4)
伊勢崎市	1,197.0	31.0	2.59	0.0	
太田市	1,758.0	33.0	1.88	10.0	特例認定あり(注4)
館林市	853.0	21.5	2.52	0.0	特例認定あり(注4)
沼田市	358.0	8.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4)
富岡市	531.0	10.0	1.88	3.0	特例認定あり(注4)
藤岡市	785.0	21.5	2.74	0.0	特例認定あり(注4)
渋川市	1029.0	15.0	1.46	10.0	特例認定あり(注4)
安中市	839.5	21.5	2.56	0.0	特例認定あり(注4)
みどり市	576.5	15.5	2.69	0.0	特例認定あり(注4)
榛東村	79.0	1.0	1.27	0.0	
吉岡町	188.5	3.5	1.86	0.5	
神流町	105.0	2.0	1.90	0.0	
上野村	48.5	1.0	2.06	0.0	
甘楽町	172.0	2.0	1.16	2.0	
下仁田町	130.0	1.0	0.77	2.0	
南牧村	57.0	1.0	1.75	0.0	
中之条町	220.0	7.0	3.18	0.0	
東吾妻町	272.0	6.0	2.21	0.0	
長野原町	157.0	4.0	2.55	0.0	
嬭恋村	129.0	2.0	1.55	1.0	
草津町	115.0	3.5	3.04	0.0	
高山村	81.0	3.0	3.70	0.0	
片品村	109.5	1.0	0.91	1.0	
川場村	68.5	1.0	1.46	0.0	
みなかみ町	295.0	9.0	3.05	0.0	
昭和村	120.0	4.0	3.33	0.0	
玉村町	312.5	7.0	2.24	0.0	
板倉町	222.5	4.0	1.80	1.0	
明和町	211.5	5.5	2.60	0.0	
千代田町	168.0	4.0	2.38	0.0	
大泉町	390.0	15.0	3.85	0.0	
邑楽町	300.0	8.5	2.83	0.0	

※ 嬭恋村については、令和2年9月時点で達成している

※ 片品村については、令和2年10月時点で達成している

(5) その他の機関 (法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	885.5	10.0	1.13	11.0	
前橋市水道局	148.0	4.0	2.70	0.0	
高崎市上下水道局	128.0	3.0	2.34	0.0	
伊勢崎市水道局	75.0	1.0	1.33	0.0	
伊勢崎病院事業	534.5	2.0	0.37	11.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会とは(任命権者が教育長である等により)法定雇用率2.4%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。

特例認定一覧（市町村の機関）

地方認定機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
富岡市	富岡市教育委員会	
安中市	安中市教育委員会	
桐生市	桐生市教育委員会	桐生市水道局
沼田市	沼田市教育委員会	
藤岡市	藤岡市教育委員会	
館林市	館林市教育委員会	
太田市	太田市教育委員会	
渋川市	渋川市教育委員会	
みどり市	みどり市教育委員会	

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	397.5	7.5	1.89	0.5	
公立大学法人高崎経済大学	115.0	3.0	2.61	0.0	
公立大学法人前橋工科大学	61.0	1.0	1.64	0.0	
群馬県公立大学法人	105.5	1.5	1.42	0.5	
群馬県住宅供給公社	116.0	2.0	1.72	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の9号から10号までの法人を指す。

(参考1) 民間企業における雇用状況の推移

群馬県

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
56	1,450	150	1.38	0.10	58.1	4.4
57	1,465	15	1.39	0.01	58.4	0.3
58	1,506	41	1.40	0.01	58.3	△ 0.1
59	1,584	78	1.40	0.00	57.6	△ 0.7
60	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成 元 年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,699.5	164.5	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179.5	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.2
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 5.2
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5
27	4,479.5	111.5	1.80	0.01	52.3	0.7
28	4,782.5	303.0	1.90	0.10	56.4	4.1
29	5,041.5	259.0	1.96	0.06	57.5	1.1
30	5,591.5	550.0	2.06	0.10	53.4	△ 4.1
令和 元 年	5,859.0	267.5	2.14	0.08	56.0	2.6
令和 2 年	5,920.0	61.0	2.16	0.02	56.6	0.6

注1

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- ・ ~昭和62年..... 1.5%
- ・ 昭和63年~平成10年..... 1.6%
- ・ 平成11年~平成24年..... 1.8%
- ・ 平成25年~平成29年..... 2.0%
- ・ 平成30年~..... 2.2%

注2

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年~平成4年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者

平成5年~平成17年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~平成22年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年~

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）※

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考2) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.15	0.04	48.6	0.7	49,956	102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900	3,734
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536	991
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582	1,021
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786	1,529
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491	769
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508	947
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811	1,456
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853	1,637
栃木	2.18	0.11	57.4	1.0	732	1,276
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887	1,567
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729	3,494
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362	2,626
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049	21,680
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.8	2,280	4,815
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160	1,966
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601	1,057
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621	1,101
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435	739
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349	621
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009	1,715
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.9	880	1,616
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603	3,064
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027	6,407
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722	1,224
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497	885
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005	1,893
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674	8,396
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771	3,481
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424	678
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380	617
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298	473
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395	581
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.9	789	1,471
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155	2,356
山口	2.61	0.02	58.6	0.9	561	958
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326	520
香川	2.08	0.03	55.7	△0.0	486	873
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557	1,055
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334	533
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086	3,954
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417	605
長崎	2.61	0.07	62.7	1.5	638	1,017
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758	1,288
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.6	531	874
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538	846
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792	1,278
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631	1,014

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>